

新しい賠償基準について

避難指示区域内から
避難されている方々へのご説明資料

2013年2月
経済産業省

新しい賠償基準に関する説明資料(避難指示区域用)

目次

I. 新しい賠償基準の方針	3
II. 新しい賠償基準の全体像	4
III. 財物賠償	5
IV. 営業損害・就労不能損害	13
V. 精神的損害	16
VI. その他(避難・帰宅等に係る費用、家賃に係る費用)	17
VII. 一括賠償(包括請求方式)の開始	19
VIII. 主な請求受付スケジュール	20
IX. 東京電力の賠償基準(別紙1～7)	21
X. 問い合わせ先	30
XI. 参考資料	31

福島の復興及び再生に向けた取組
新しい賠償基準の対象となる区域

I. 新しい賠償基準の方針

①避難を余儀なくされている被害者の方々が、生活再建できるよう配慮した賠償の枠組みとします。

- ・ 宅地・住宅の賠償について、固定資産税評価を元に算定する方法、直近の建築単価を元に算定する方法の高い方を選択できるようにします。（これらが不適切な場合は、個別評価も可能です。）
- ・ 営業損害・就労不能損害について、公共用地取得と比較して長期の賠償期間とします。

②生活再建のためには、早期にまとまった資金が必要となることが多いと考えられることから、本賠償において、従来の3カ月毎の請求に加え、賠償金の一括払い（包括請求方式）を用意します。

- ・ 営業損害・就労不能損害、精神的損害、避難・帰宅等に係る費用等の全ての項目をまとめて請求することを可能とします。（従来方式の請求書も用意しています）

③事業再開、就労再開にも配慮した賠償金の支払をします。

- ・ 一括払いの期間中に、営業再開して得た収益や、やむを得ず転職して得た収入については、賠償額から控除しません。（「特別の努力」）
- ・ 帰還して事業を再開された場合、一括払いの期間後の風評被害について、賠償の対象とします。

○新しい賠償基準は、原子力損害賠償紛争審査会による中間指針等を踏まえ、国の関与の下で、東京電力が定めたものであり、内容に納得できない場合には、和解仲介手続きや訴訟等による解決も選択できます。

○新しい賠償基準は、基本的に中間指針第二次追補に明示されたものを具体化したものであり、その他の損害についても必要に応じて、自治体等とも相談しつつ扱いを検討していきます。

Ⅱ．新しい賠償基準の全体像

1．財物に対する賠償

- (1) 宅地・住宅(建物)
- (2) 家財
- (3) 事業用資産(償却資産・棚卸資産)(注)

2．営業損害・就労不能損害に対する賠償

- (1) 営業損害、就労不能損害(一定期間の一括払いも選択可)
- (2) 営業・就労再開等による収入については、賠償額から差引かない扱い(特別の努力)
- (3) 営業・営農再開の際に必要な追加的費用を別途賠償対象に
- (4) 帰還後事業再開された場合、期間後の風評被害等について別途賠償対象に

3．精神的損害・避難・帰宅等に係る費用に対する賠償

- (1) 精神的損害の一括払い
- (2) 避難・帰宅等に係る費用(帰宅・転居費用、一時立入費用、家族間移動費用、検査費用等)をまとめて支払い(注)

(注) 事業用資産の賠償基準、避難・帰宅等に係る費用をまとめて支払いする賠償基準は、政府の「賠償基準の考え方」に追加して、東京電力が賠償基準を発表したものです。

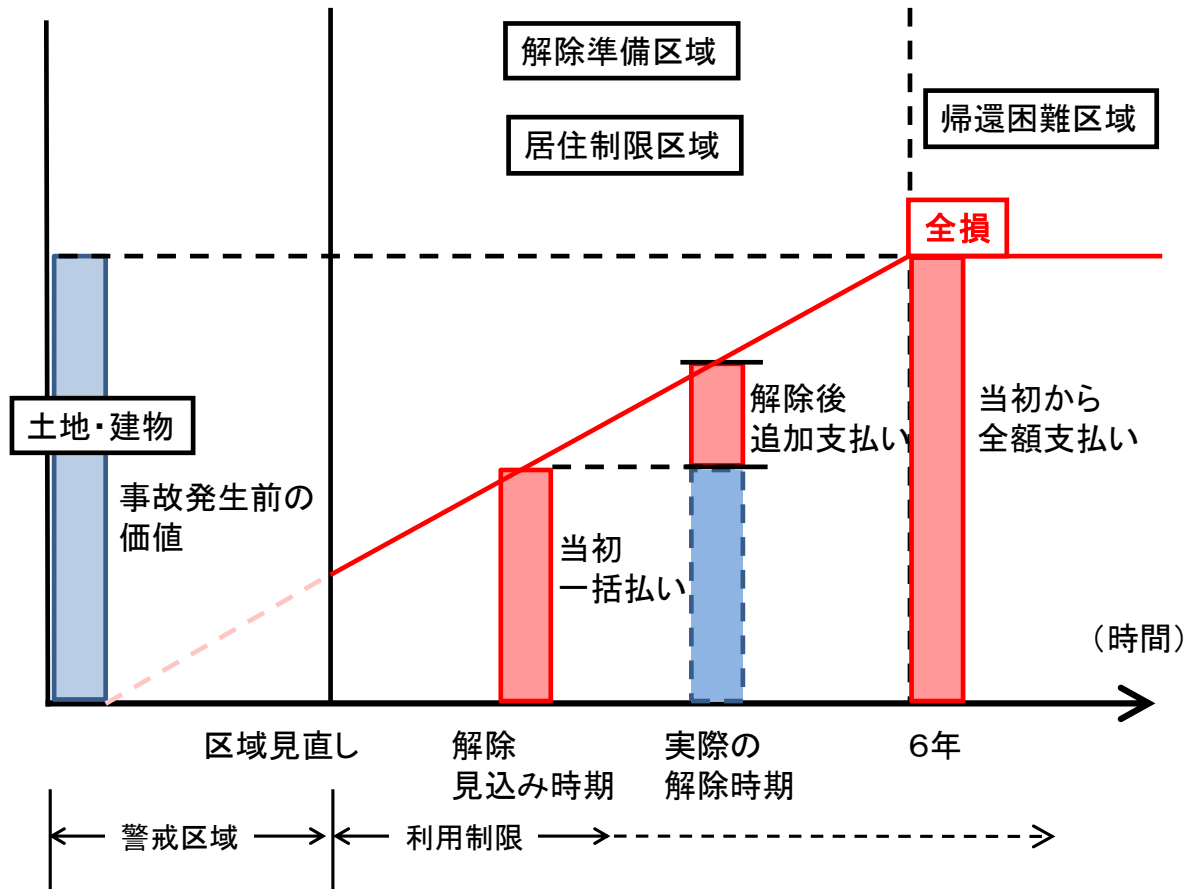
Ⅲ. 財物賠償(宅地・住宅①)

(1) 宅地・住宅(建物)に対する賠償

A. 区域との関連での賠償額の考え方

- ・ 帰還困難区域については、「事故発生前の価値」の全額を賠償します。
- ・ 居住制限区域、避難指示解除準備区域については、事故時点から6年(72ヶ月)で全損として、避難指示の解除までの期間に応じた割合分を賠償します。
- ・ 宅地・住宅(建物)の「事故発生前の価値」の算定方法は、次頁B. で示すとおりです。

(賠償額)



・解除の見込み時期がある場合

見込み時期に応じて決定

・解除の見込み時期が無い場合

居住制限区域：
事故時点から3年を標準

避難指示解除準備区域：
事故時点から2年を標準

Ⅲ. 財物賠償(宅地・住宅②)

(1) 宅地・住宅(建物)

B. 事故発生前の価値の算定方法

① 宅地

事故発生前の価値 = 土地の固定資産税評価額 × 1.43

② 住宅(建物)

(ア) 固定資産税評価額を元に算定する方法

(イ) 建築着工統計に基づく平均新築単価*¹を元に算定する方法(木造住宅のみ)

を基本とし、様々な事情により(ア)(イ)の算定方式ができない場合、

(ウ) 個別評価*²

も選択可能とします。

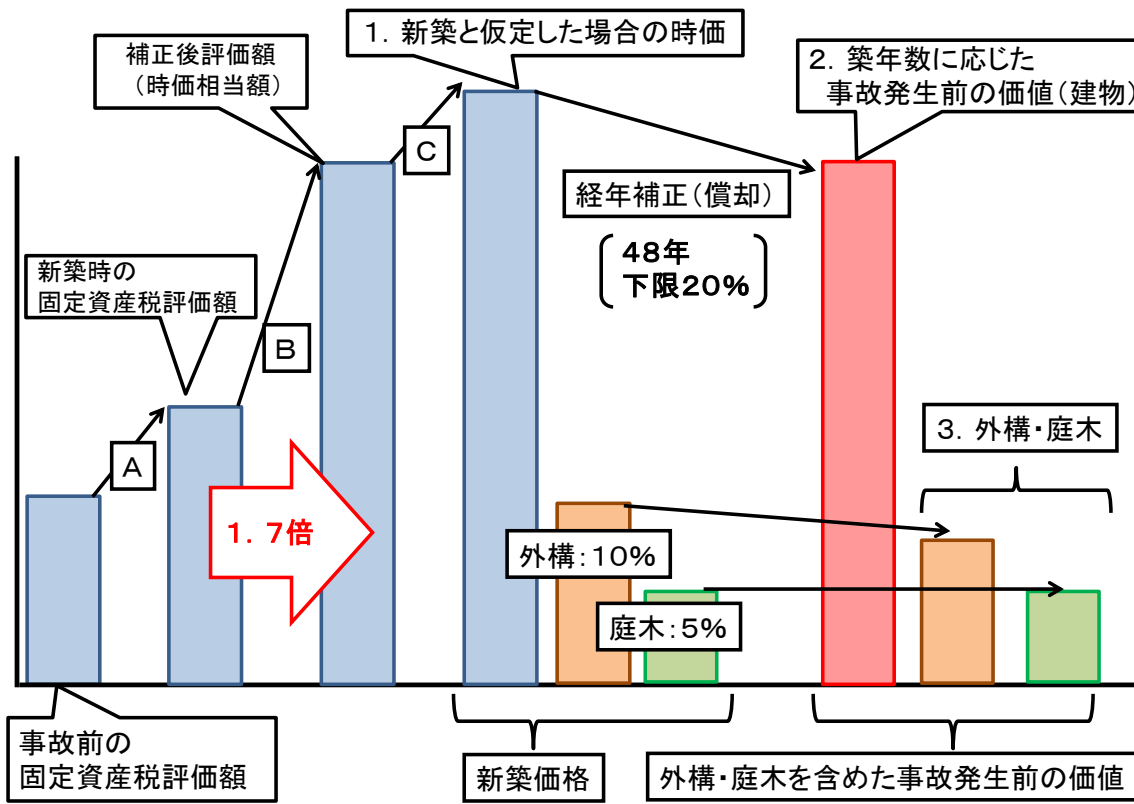
* 1 国土交通省公表の「建築着工統計調査」における平成23年度の木造の居住専用住宅、居住専用準住宅、居住産業併用建築物の平米単価の加重平均値。

* 2 建物についての個別評価を簡易に行うため、契約書等から実際の取得価格を確認し賠償額の算定に用いる方法なども検討中です。

Ⅲ. 財物賠償(宅地・住宅③)

(ア) 固定資産評価額に補正係数をかけて事故前価値を算定する方法

1. 当該不動産が新築であると仮定した場合の時価相当額を算定します。
 - A) 事故前の固定資産税評価額を元に経年減点補正率(減価償却分)を割り戻して、当該建物の新築時点での固定資産税評価額を算定します。
 - B) 次に、A)で算定した固定資産税評価額と新築時点での時価相当額との調整を行うため1.7倍の補正係数をかけます。
 - C) さらに、新築時点と現在との物価変動幅を調整するため、それぞれの建築年に応じた補正係数をかけます。
2. その上で、公共用地の収用時の耐用年数(木造住宅で48年)を基準とし、定額法による減価償却を行い、築年数に応じた事故発生前の価値を算定します。また、残存価値には20%の下限を設けます。
3. 外構・庭木については1. で算定した時価相当額の15%として価値を推定します。そのうち庭木分として5%は経年による償却を行いません。



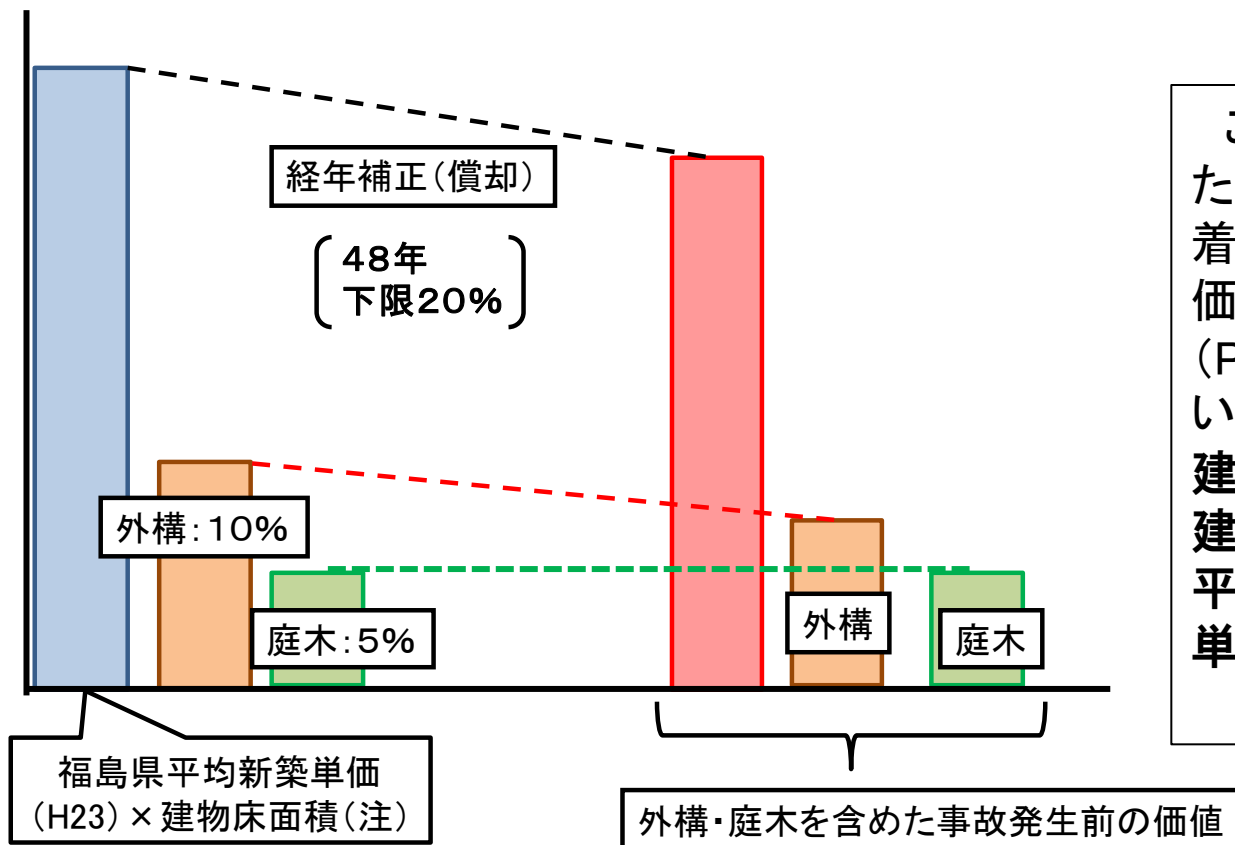
この算定を簡易に行うため、東京電力は、(P21:別紙1)の建物係数を公表しています。

$$\text{建物の事故前価値} = \text{固定資産税評価額} \times \text{建物係数}$$

Ⅲ. 財物賠償(宅地・住宅④)

(イ) 建築着工統計に基づく平均新築単価を元に算定する方法

1. 木造住宅の居住部分については、建築着工統計における福島県の木造住宅の直近の平均新築単価をもとに、(ア)と同じ減価償却、残存価値の下限、外構・庭木の評価を適用して、事故発生前の価値を算定します。
2. その際、築年数が48年以上経過した木造住宅の居住部分については、最低賠償単価 4. 12万円/m² (約13.6万円/坪)を適用します。
3. 外構・庭木については1. 又は2. で算定した時価相当額の15%として価値を推定します。そのうち庭木分として5%は経年による償却を行いません。



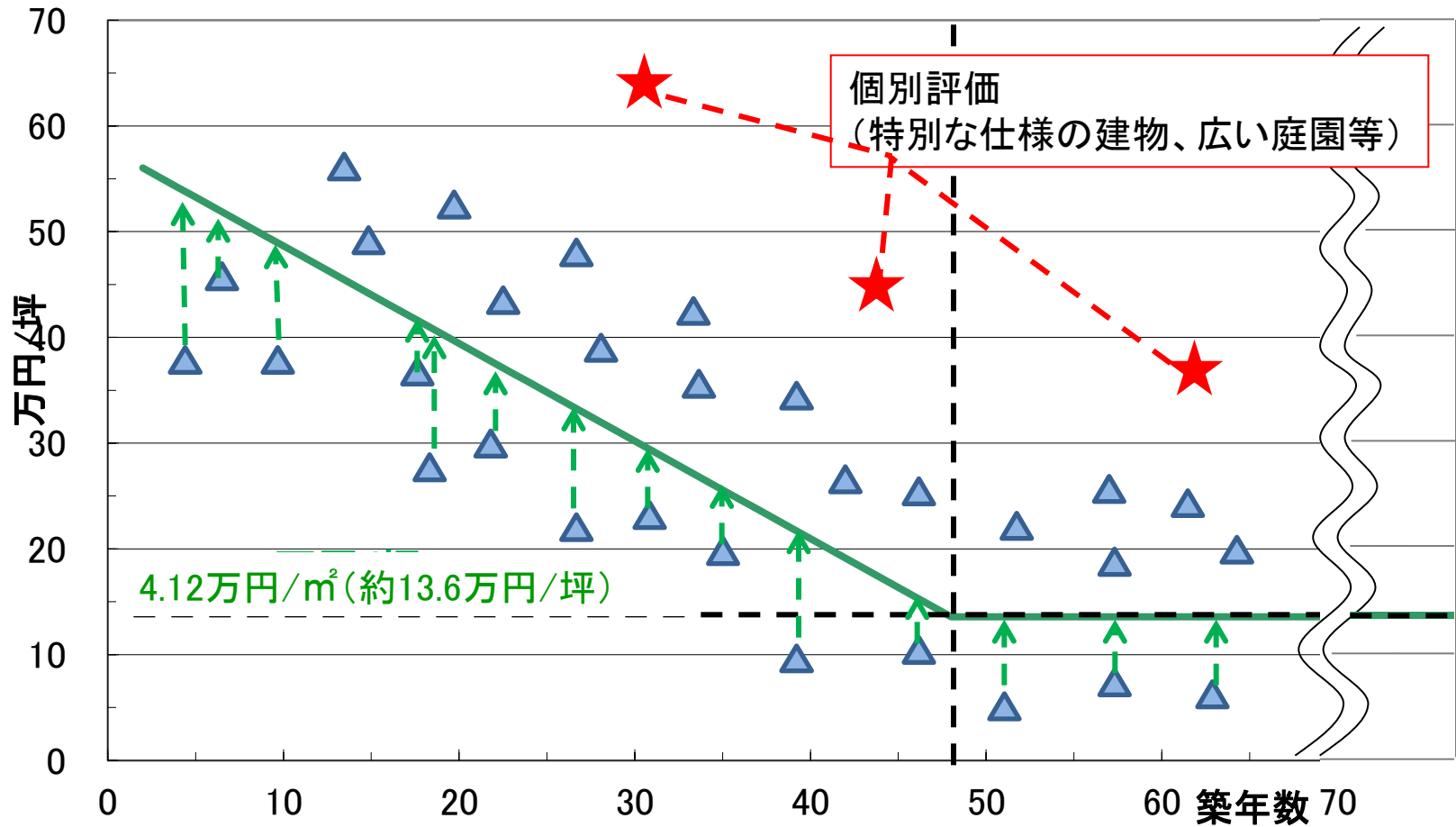
この算定を簡易に行うため、東京電力は、「建築着工統計に基づく平均単価を基礎とした単価」(P22:別紙2)を公表しています。

建物の事故前価値 =
建築着工統計に基づく
平均単価を基礎とした
単価 × 床面積

(注) 事故時点に自己の居住の用に供されていた部分

Ⅲ. 財物賠償(宅地・住宅⑤)

3つの評価方法の比較イメージ



▲青は固定資産税評価額による算定

■緑線は建築着工統計値(H23,福島県,木造住宅 × 48年償却残価率20%)による算定

Ⅲ. 財物賠償(宅地・住宅⑥)

(1) 宅地・住宅(建物)

C. 住宅の修復費用等に係る賠償金の先行支払い

住宅について、建物の賠償の一部前払いとして、建物の床面積に応じた修復費用等を先行払いすることとします。

【前払いする金額】

個人所有の建物の床面積に1.4万円／m²を乗じた金額を先払いします。

※ ここで先行払いした金額は、本支払の金額から差し引かれます。

(なお、実際の修復費用等が上記金額を超える場合には東京電力が個別に相談に応じることとなります。)

D. その他

東京電力は、宅地・住宅(建物)の賠償について、下記の事項を公表しています。

(1) 地震・津波による被害の取り扱い

- ・地震・津波により被害を受けている場合について、被害の程度に応じた一定割合を地震・津波による損害相当額として賠償額から控除して支払います。
(詳細については改めてお知らせ)

(2) 宅地・住宅(建物)に関する権利等の取り扱い

- ・宅地・住宅(建物)を共有している場合については、持分割合に応じて賠償金を支払います。
- ・借地権が設定されている宅地については、国税庁から公表されている借地権割合等を参考に設定した権利割合を乗じて賠償金額を算定します。
- ・なお、宅地・住宅(建物)は、全額賠償した後も、原則として所有権の移転は求めませんが、避難指示が解除され、一般的な土地取引が開始されるまでは、相続や公的な用地買収を除く、第三者への譲渡、転売等を控えていただく必要があります。

Ⅲ. 財物賠償(家財)

(2) 家財【賠償基準の考え方】

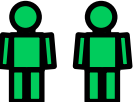
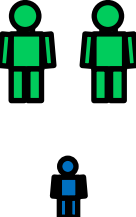
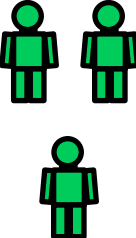
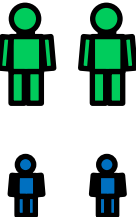
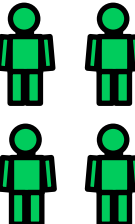
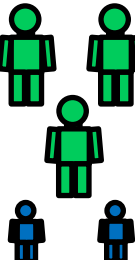
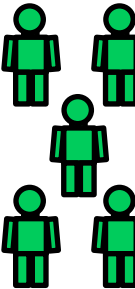
1. 家族構成に応じて算定した定額の賠償とし、帰還困難区域は、避難指示期間中の立ち入りなどの条件が異なり、家財の使用が大きく制限されていること等から、居住制限区域・避難指示解除準備区域と比較して一定程度高くなる設定とします。

※ なお、居住制限区域・避難指示解除準備区域は立ち入り回数がより多くなるという前提で、立ち入りに要する費用を算定し、一括払いを行います。

2. 損害の総額が定額を上回る場合には個別評価による賠償も選択可能とします。

家財賠償額(定額)表

(単位:万円)

家族構成								
帰還困難区域	325	595	635	655	675	715	735	775
居住制限区域 避難指示解除準備区域	245	445	475	490	505	535	550	580

(注) 東京電力は、上記以外の家族構成においても家財の定額賠償額を算定できる算式及び表(P23:別紙3)を公表しています。

Ⅲ. 財物賠償(事業用不動産等)

(3) 事業用の不動産等の賠償【賠償基準の考え方】

事業用不動産や償却資産、田畑、森林等については、その収益性は営業損害の賠償に反映することを基本とし、加えて、資産価値についても別途賠償を行うこととするが、適切な評価方法については継続検討としています。

(注) 東京電力の賠償基準による事業用不動産等の賠償

上記のうち、事業用の宅地・建物・償却資産・棚卸資産については、東京電力が下記の賠償基準を公表しています。

※ただし、大企業は適用対象外です。

①宅地の賠償額

個人の宅地と同じ算定方法を適用します。

②建物・償却資産の賠償額

時価相当額 = 賠償対象の償却資産の帳簿価格 × 償却資産係数 (P25: 別紙5)

賠償額 = 時価相当額 × 減少率 (P26: 別紙6)

※個人事業主の建物の場合は、個人の建物と同じ算定方法を適用します。

③棚卸資産の賠償額

賠償額は、売却額が事故発生時の帳簿価格を下回ることによって発生した損失額、事故の影響により通常の販売または使用が困難になり廃棄したことで発生した損失額とします。

Ⅳ. 営業損害・就労不能損害

(1) 営業損害、就労不能損害の一括払い

従来の一定期間毎における実損害を賠償する方法に加えて、一定年数分の営業損害、就労不能損害を一括で支払う方法を用意します。

(ア) 農林業 : 5年分

(イ) その他の業種 : 3年分

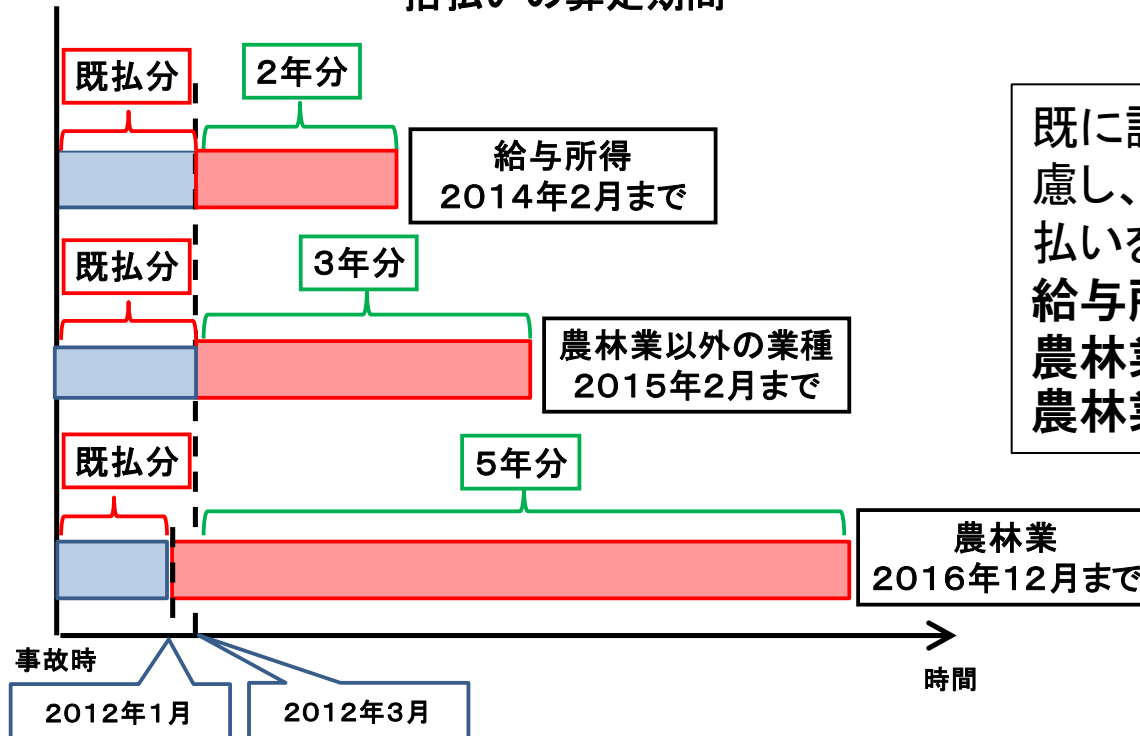
(ウ) 給与所得 : 2年分

※1 ただし、大企業(同規模の公益法人を含む)については、一括払いの対象外とします。

※2 一括払いの算定期間内の営業損害、就労不能損害に関して、一括払いとは別に、既に支払われている額や支払いが確定している額については、一括払いの算定額から差し引かれます。

※3 漁業については検討中です。

一括払いの算定期間



既に請求受付を開始している期間を考慮し、東京電力は以下の月分から一括払いを開始することを公表しています。

給与所得：2012年6月

農林業以外の業種：2012年7月

農林業：2012年7月

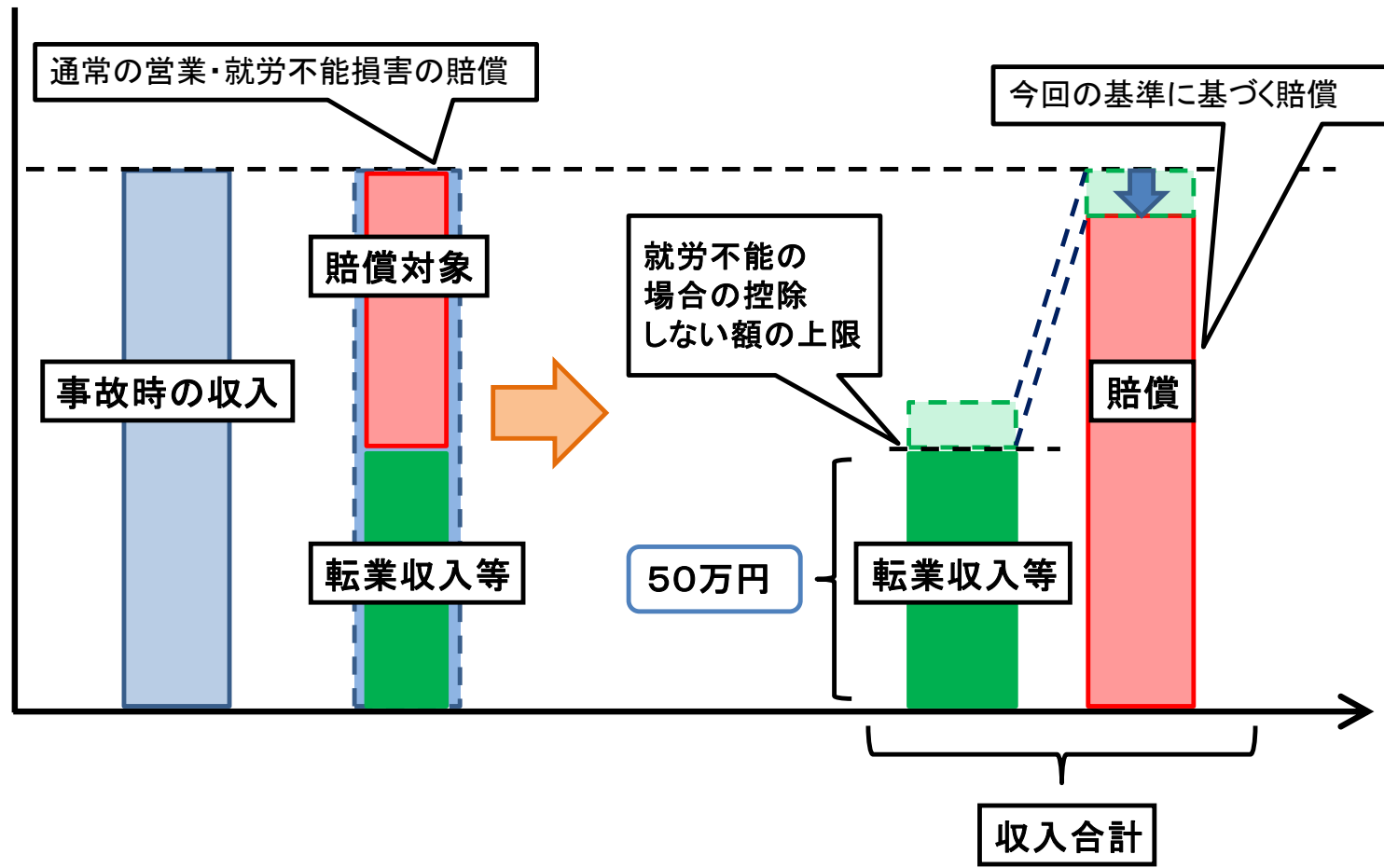
Ⅳ. 営業損害・就労不能損害

(2) 就労・事業再開（特別な努力）による収入は賠償額から差し引きません

営業損害及び就労不能損害の賠償対象者が、営業再開、就労再開により収入を得た場合、2012年3月以降、賠償期間中の当該収入分を賠償額から差し引きません。

※1 大企業(同規模の公益法人を含む)は本取扱いの適用対象外とします。

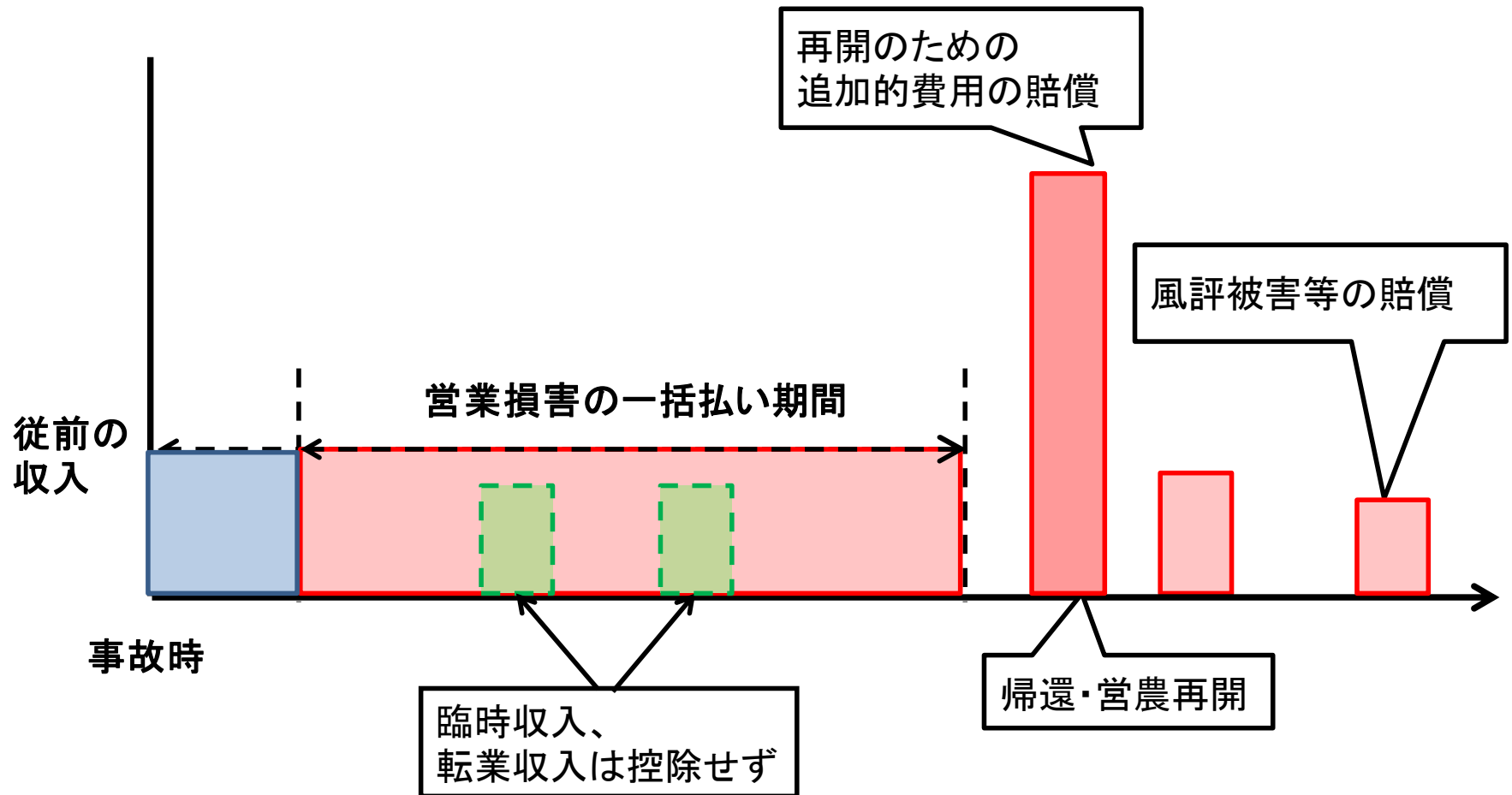
※2 就労不能損害で賠償額から控除を行わない収入は月額50万円を上限とします。



IV. 営業損害・就労不能損害

(3) 事業再開費用等

帰還して営農や営業を再開する場合、その際に必要な追加的費用に加え、一括払いの対象期間終了後の風評被害についても別途賠償の対象とします。



V. 精神的損害

①2012年6月以降の精神的損害について、標準的な一括払いの金額は、以下の通りです。

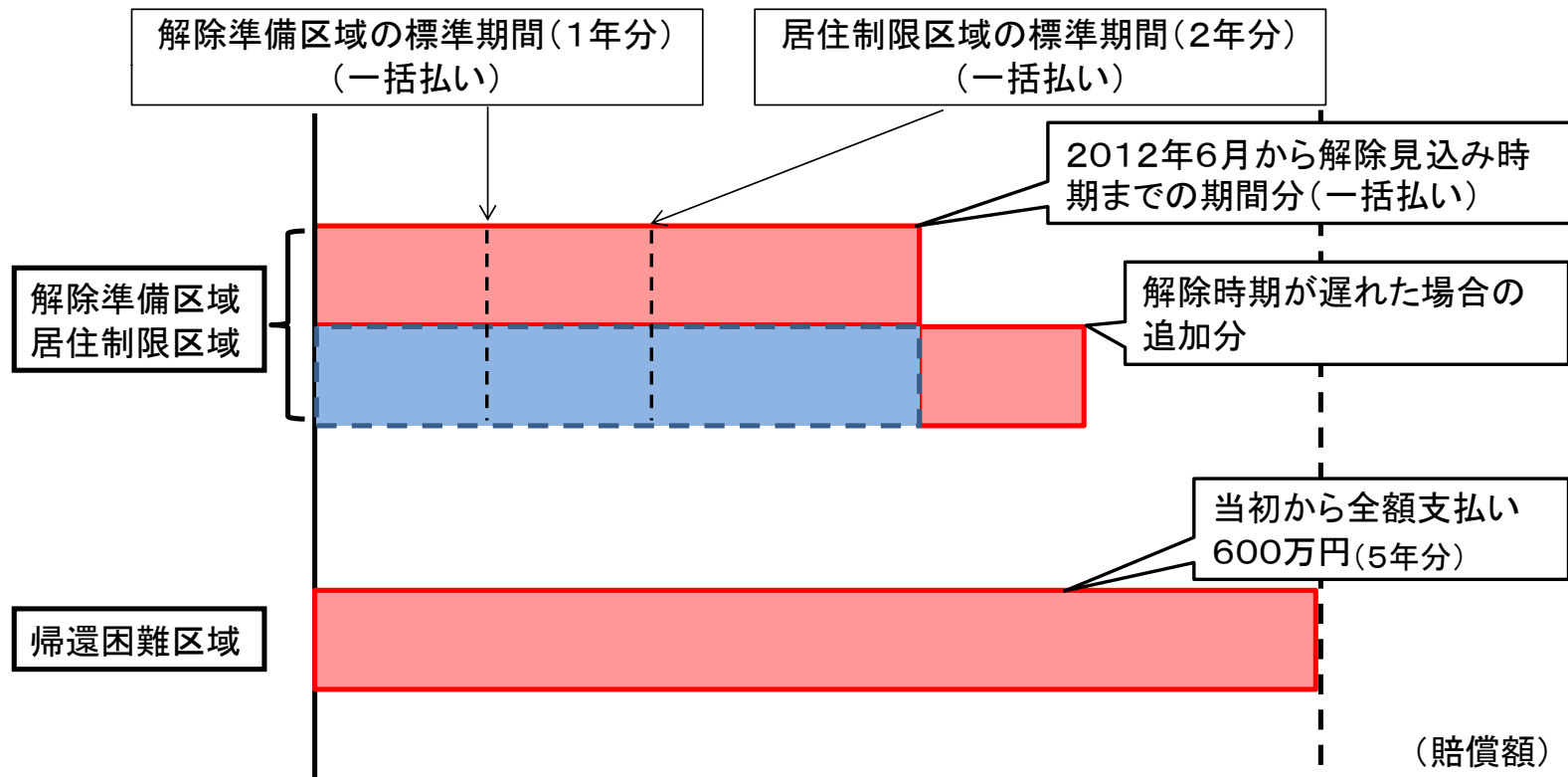
帰還困難区域：一人当たり600万円(5年分)を一括支払いします。

居住制限区域：一人当たり240万円(2年分)を一括支払いします。

避難指示解除準備区域：一人当たり120万円(1年分)を一括支払いします。

②居住制限区域、避難指示解除準備区域については、解除の見込み時期が①の標準期間を超える場合には、解除見込み時期に応じた期間分の一括払いを行います。

③その上で、実際の解除時期が標準の期間や解除の見込み時期を超えた場合は、超過分の期間について追加的に賠償を行うこととします。



VI. その他(避難・帰宅等に係る費用)

- ・ 避難・帰宅等にかかる費用相当額の賠償金額は、これまでの実績を踏まえて一般的に想定される金額を積算（P27～P29：別紙7参照）の上、以下の表のとおり、設定しています。
- ・ 実際に負担された実費の総額が、表に示す賠償金額を上回った場合には、損害項目に該当する旨の御事情をよく聞いた上で差額を追加で支払います。
- ・ なお、生命・身体的損害等については、一括払いとせず、引き続き個別に事情を確認して、実費を支払う方式を継続します。

2011年3月11日時点で 居住されていた区域	賠償金額	対象期間
帰還困難区域	792,000円※	2012.6.1～2017.5.31
居住制限区域	437,000円※	2012.6.1～2014.5.31
避難指示解除準備区域	252,000円※	2012.6.1～2013.5.31
警戒区域及び計画的避難区域 (区域見直しがなされていない区域)	252,000円※	2012.6.1～2013.5.31

※ 6人目以上の賠償金額は、帰還困難区域：692,000円/人、居住制限区域：317,000円/人、避難指示解除準備区域：192,000円/人、警戒区域及び計画的避難区域：192,000円/人となります。

Ⅵ. その他(家賃に係る費用)

- ・ 避難等に伴い発生した家賃に係る費用相当額を支払います。
- ・ 2012年6月から8月において、実際に負担された家賃と地方公共団体等より支払われた家賃補助の平均月額から以下の算定式を用いて賠償額を算出します。

$$\text{賠償金額} = \left(\text{家賃} - \text{家賃補助} \right) \times \text{対象期間}$$

2011年3月11日時点で 居住されていた区域	対象期間
帰還困難区域	2012.6.1～2014.3.31
居住制限区域	2012.6.1～2014.3.31
避難指示解除準備区域	2012.6.1～2013.5.31
警戒区域及び計画的避難区域 (区域見直しがなされていない区域)	2012.6.1～2013.5.31

※ 2014年4月以降の家賃に関する賠償につきましては、改めてお知らせします。

Ⅶ. 一括賠償(包括請求)の開始

1. 一括賠償の開始

- 従来、東京電力は請求期間毎に賠償金の請求を受け付けてきましたが、2012年7月に策定された「避難指示区域の見直しに伴う賠償基準」に沿って、将来分も含めた一定期間に発生する損害に対する賠償金も包括して請求が可能な「包括請求方式」を、第5期の個人に係る賠償金請求(2012年10月3日より受付開始)から運用開始しました。

2. 区域見直しを終えた市町村

- 請求者の方々が、以下の①(2011年3月11日時点の請求者の居住地が該当する避難指示区域に応じた賠償額)または②のいずれかを任意に選択できます。

①

1人当たりの賠償金額	精神的損害(標準期間)	避難費用(標準期間)	就労不能損害
帰還困難区域	600万円	79万2,000円	21ヶ月
居住制限区域	240万円	43万7,000円	21ヶ月
避難指示解除準備区域	120万円	25万2,000円	21ヶ月

(注)帰還困難区域を除き、解除の見込み時期が定められた場合はこの限りではありません。

- ②従来どおりの3ヶ月毎(実費)の支払(精神的損害・避難費用及び就労不能損害)

3. 区域見直しを終えていない町村

- 区域の見直しを終えていない町村に関しても、早期の資金需要がある被害者に配慮した柔軟な対応を実施し、以下の①または②を被害者が選択できることとしました。

- ①従来どおりの3ヶ月毎(実費)の支払(精神的損害・避難費用及び就労不能損害)

- ②精神的損害及び避難費用12ヶ月分(避難指示解除準備区域と同等の金額:精神的損害120万円、避難費用25万2千円)と就労不能損害(2014年2月28日まで)の一括支払い

VIII. 主な請求受付スケジュール

(1) 住宅の修復費用等に係る賠償の先行支払

- 2012年7月31日より東京電力から請求書類を発送し、受付開始しました。

(2) 第5次請求に係る請求書類発送と受付開始

- 2012年9月27日より請求書類を発送しました。
2012年10月3日より受付開始しました。

- 包括請求方式と従来請求方式の選択が可能です。

- 従来通り、営業損害、就労不能損害、精神的損害、避難・帰宅等に係る費用の賠償が請求対象です。

(財物に関する賠償は、別途、後日開始する予定です。)

(3) 財物賠償に係る請求書類の発送と受け付け開始

- 準備が整い次第、請求書類を発送する予定です。
- 開始時期は別途お知らせいたします。

Ⅸ. 東京電力の賠償基準(別紙1)

<建物係数>

建築年	木造		非木造		建築年	木造		非木造	
	居宅・共同 住宅等	車庫・ 物置等	鉄筋コンク リート	鉄骨造・ その他		居宅・共同 住宅等	車庫・ 物置等	鉄筋コンク リート	鉄骨造・ その他
平成22年	2.38	3.59	2.41	2.39	昭和60年	6.80	4.42	3.67	5.40
平成21年	2.49	3.67	2.55	2.51	昭和59年	6.63	4.42	3.69	5.65
平成20年	2.57	3.67	2.61	2.55	昭和58年	6.58	4.51	3.80	6.09
平成19年	2.65	3.79	2.70	2.66	昭和57年	6.33	4.48	3.85	6.48
平成18年	2.78	3.94	2.77	2.76	昭和56年	6.19	4.51	3.90	6.97
平成17年	2.87	4.07	2.84	2.85	昭和55年	5.88	4.46	3.95	6.82
平成16年	2.93	4.26	2.88	2.92	昭和54年	6.08	4.65	4.32	7.24
平成15年	2.99	4.38	2.93	3.00	昭和53年	6.74	5.47	4.80	7.75
平成14年	3.11	4.50	2.96	3.06	昭和52年	6.75	5.74	5.06	7.90
平成13年	3.13	4.57	2.95	3.09	昭和51年	6.69	5.77	5.32	8.01
平成12年	3.13	4.66	2.92	3.09	昭和50年	7.05	6.57	5.83	8.47
平成11年	3.19	4.85	2.94	3.15	昭和49年	6.84	6.47	5.93	8.28
平成10年	3.30	5.24	2.92	3.18	昭和48年	7.30	7.09	7.05	9.47
平成9年	3.29	5.48	2.88	3.17	昭和47年	8.79	8.86	9.00	11.61
平成8年	3.39	5.99	2.91	3.27	昭和46年	9.84	10.49	9.87	12.22
平成7年	3.60	5.44	2.95	3.35	昭和45年	9.50	10.60	10.09	11.96
平成6年	3.68	4.84	2.96	3.43	昭和44年	9.72	11.26	10.85	12.29
平成5年	3.82	4.26	2.97	3.51	昭和43年	9.80	11.92	11.65	12.59
平成4年	4.04	3.72	3.01	3.63	昭和42年	9.74	12.46	12.16	12.53
平成3年	4.41	3.77	3.07	3.78	昭和41年	9.94	13.42	13.01	12.75
平成2年	4.70	3.86	3.17	3.99	昭和40年	10.06	14.53	14.03	13.05
平成元年	5.08	3.99	3.30	4.26	昭和39年	9.72	14.92	14.58	12.85
昭和63年	5.67	4.23	3.50	4.65	昭和38年	9.97	15.22	15.17	12.64
昭和62年	6.35	4.28	3.59	4.92	昭和37年	10.47	15.78	15.88	12.46
昭和61年	7.03	4.43	3.67	5.21	昭和36年 以前	10.65	15.98	16.32	12.03

Ⅸ. 東京電力の賠償基準(別紙2)

＜平均新築単価を基礎とした単価＞

(単位：万円／㎡)

建築年	単価	建築年	単価	建築年	単価	建築年	単価
平成22年	16.95	平成9年	13.33	昭和59年	9.70	昭和46年	6.07
平成21年	16.67	平成8年	13.05	昭和58年	9.42	昭和45年	5.79
平成20年	16.39	平成7年	12.77	昭和57年	9.14	昭和44年	5.51
平成19年	16.12	平成6年	12.49	昭和56年	8.86	昭和43年	5.23
平成18年	15.84	平成5年	12.21	昭和55年	8.58	昭和42年	4.95
平成17年	15.56	平成4年	11.93	昭和54年	8.30	昭和41年	4.67
平成16年	15.28	平成3年	11.65	昭和53年	8.02	昭和40年	4.39
平成15年	15.00	平成2年	11.37	昭和52年	7.74	昭和39年	4.12
平成14年	14.72	平成元年	11.09	昭和51年	7.46	昭和38年	4.12
平成13年	14.44	昭和63年	10.81	昭和50年	7.19	昭和37年	4.12
平成12年	14.16	昭和62年	10.53	昭和49年	6.91	昭和36年以前	4.12
平成11年	13.88	昭和61年	10.26	昭和48年	6.63		
平成10年	13.60	昭和60年	9.98	昭和47年	6.35		

●本単価を基礎とした算定方式を適用する建物は、原則として、事故発生当時に自己の居住の用に供されていた建物とさせていただきます。

●なお、本単価に乗じる床面積は、原則として、固定資産税評価における家屋の床面積(㎡)とさせていただきます。

Ⅸ. 東京電力の賠償基準(別紙3)

＜家財の賠償金額＞

	単身の場合 (定額)	2人以上の場合 (世帯基礎額+構成員の加算額)		
		世帯 基礎額	構成員の加算額	
			大人1名あたり	子供1名あたり
帰還困難区域	325万円	475万円	60万円	40万円
居住制限区域 避難指示解除準備区域	245万円	355万円	45万円	30万円

【帰還困難区域の場合】

		子供の人数					
		0名	1名	2名	3名	4名	5名
大人 の数	1名	325万円	575万円	615万円	655万円	695万円	735万円
	2名	595万円	635万円	675万円	715万円	755万円	795万円
	3名	655万円	695万円	735万円	775万円	815万円	855万円
	4名	715万円	755万円	795万円	835万円	875万円	915万円
	5名	775万円	815万円	855万円	895万円	935万円	975万円

【居住制限区域、避難指示解除準備区域の場合】

		子供の人数					
		0名	1名	2名	3名	4名	5名
大人 の数	1名	245万円	430万円	460万円	490万円	520万円	550万円
	2名	445万円	475万円	505万円	535万円	565万円	595万円
	3名	490万円	520万円	550万円	580万円	610万円	640万円
	4名	535万円	565万円	595万円	625万円	655万円	685万円
	5名	580万円	610万円	640万円	670万円	700万円	730万円

Ⅸ. 東京電力の賠償基準(別紙4)

＜お支払いの対象となる建物・償却資産・棚卸資産の例＞

対象財物の分類	勘定科目	具体例
建物	建物	事務所、店舗、工場 など
	建物附属設備	電気・給排水設備、昇降機 など
償却資産	構築物	駐車場アスファルト舗装、門塙、看板など
	機械装置	特殊自動車（農業機械など）、各種製造設備など
	車両運搬具	特殊自動車（フォークリフトなど）、原動機付自転車、軽車両（リヤカーなど） など
	工具器具備品	営業什器、事務所使用の備品、工場で使用する工具、果樹 など
	建設仮勘定	建設中の建物、製造中の機械 など
棚卸資産	—	商品、製品、仕掛品、原材料、未成工事支出金、販売用の不動産、農業用資材 など

※個人事業主さまが所有されている建物については、個人さまの所有する建物としてお取り扱いさせていただきます。

※個人事業主さまが家事共用資産として申告されている資産については、個人さまの所有する家財としてお取り扱いさせていただきます。

Ⅸ. 東京電力の賠償基準(別紙5)

＜償却資産係数＞

未償却 残高割合	係数	未償却 残高割合	係数	未償却 残高割合	係数	未償却 残高割合	係数
100%	1.00	75%	1.21	50%	1.56	25%	2.25
99%	1.01	74%	1.22	49%	1.58	24%	2.29
98%	1.01	73%	1.23	48%	1.60	23%	2.33
97%	1.02	72%	1.24	47%	1.62	22%	2.37
96%	1.03	71%	1.26	46%	1.64	21%	2.41
95%	1.04	70%	1.27	45%	1.66	20%	2.46
94%	1.04	69%	1.28	44%	1.68	19%	2.52
93%	1.05	68%	1.29	43%	1.71	18%	2.58
92%	1.06	67%	1.30	42%	1.73	17%	2.64
91%	1.07	66%	1.32	41%	1.75	16%	2.72
90%	1.07	65%	1.33	40%	1.78	15%	2.80
89%	1.08	64%	1.34	39%	1.80	14%	2.90
88%	1.09	63%	1.36	38%	1.83	13%	3.01
87%	1.10	62%	1.37	37%	1.85	12%	3.14
86%	1.11	61%	1.38	36%	1.88	11%	3.30
85%	1.12	60%	1.40	35%	1.91	10%	3.48
84%	1.12	59%	1.41	34%	1.94	9%	3.71
83%	1.13	58%	1.43	33%	1.97	8%	4.00
82%	1.14	57%	1.44	32%	2.00	7%	4.36
81%	1.15	56%	1.46	31%	2.03	6%	4.85
80%	1.16	55%	1.47	30%	2.07	5%	5.53
79%	1.17	54%	1.49	29%	2.10	4%	6.55
78%	1.18	53%	1.51	28%	2.13	3%	8.25
77%	1.19	52%	1.53	27%	2.17	2%	11.66
76%	1.20	51%	1.54	26%	2.21	1%	21.87

●本係数は、償却後の利用価値に配慮して一定の補正(定率法から定額法への補正、残存価値の下限を20%に設定)を実施するものです。

●ご請求のお手間を省くため、耐用年数が異なる複数の償却資産について、勘定科目ごとにまとめて算定できるよう、未償却残高割合(勘定科目ごとの帳簿価額を取得価額で割ることによって算出される割合)に応じた償却資産係数を設定しています。

Ⅸ. 東京電力の賠償基準(別紙6)

＜参考：避難指示の解除見込み時期までの期間に応じた減少率の目安＞

	当社事故発生時点から避難指示の解除見込み時期までの期間				
勘定科目	24ヶ月	36ヶ月	48ヶ月	60ヶ月	72ヶ月
建物	26%	39%	51%	64%	100%
建物附属設備	39%	55%	66%	74%	100%
構築物	37%	50%	60%	68%	100%
機械装置	59%	76%	100%	100%	100%
車両運搬具	69%	88%	100%	100%	100%
工具器具備品	62%	79%	100%	100%	100%

- 避難指示の解除見込み時期に応じた償却資産の価値減少率を勘定科目ごとに設定します。
- 当該減少率の代わりに、当社事故発生時点から避難指示の解除見込み時期までの期間に応じた実際の価値減少率(減価償却費の累計を取得価額で割ることによって算出される割合)によりご請求いただく方法もご選択いただけます。
- 避難指示の解除見込み時期に応じた月割りでの減少率等の詳細については、改めてお知らせいたします。

Ⅸ. 東京電力の賠償基準(別紙7 その1)

<①帰還困難区域における積算上の内訳>

請求項目	金額	積算上の内訳
帰宅・転居費用	50,000円	帰宅または転居の1回分の費用。
一時立入費用	100,000円	福島近郊からの5年間分(3ヶ月に1回:5,000円/回* ¹)の一時立入費用* ² 。
同一世帯内の移動費用	600,000円	事故発生当時のお住まいが同じご世帯の方で、お互いに別の避難先に避難を継続されている方の5年間分(1ヶ月に2回:5,000円/回* ¹)の同一世帯内の移動費用。
検査費用(物)	17,000円	検査費用(物)の1回分の費用。
検査費用(人) にかかる交通費	25,000円	5年間分(1年に1回:5,000円/回* ¹)の検査(人)にかかる交通費。
合計	792,000円 * ³	

*1 避難先情報及びこれまでのご請求実績を踏まえ、1回あたり5,000円としております。

*2 1世帯あたり500,000円を上限とさせていただきます。

*3 6人目以上は、お一人さまにつき692,000円をお支払いいたします。

Ⅸ. 東京電力の賠償基準(別紙7 その2)

<②居住制限区域における積算上の内訳(標準期間)>

請求項目	金額	積算上の内訳
帰宅・転居費用	50,000円	帰宅または転居の1回分の費用。
一時立入費用	120,000円	福島近郊からの2年間分(1ヶ月に1回:5,000円/回* ¹)の一時立入費用* ² 。
同一世帯内の移動費用	240,000円	事故発生当時のお住まいが同じご世帯の方で、お互いに別の避難先に避難を継続されている方の2年間分(1ヶ月に2回:5,000円/回* ¹)の同一世帯内の移動費用。
検査費用(物)	17,000円	検査費用(物)の1回分の費用。
検査費用(人) にかかる交通費	10,000円	2年間分(1年に1回:5,000円/回* ¹)の検査(人)にかかる交通費。
合計	437,000円 * ³	

*1 避難先情報及びこれまでのご請求実績を踏まえ、1回あたり5,000円としております。

*2 1世帯あたり600,000円を上限とさせていただきます。

*3 6人目以上は、お一人さまにつき317,000円をお支払いいたします。

Ⅸ. 東京電力の賠償基準(別紙7 その3)

<③避難指示解除準備区域における積算上の内訳(標準期間)>

請求項目	金額	積算上の内訳
帰宅・転居費用	50,000円	帰宅または転居の1回分の費用。
一時立入費用	60,000円	福島近郊からの1年間分(1ヶ月に1回:5,000円/回* ¹)の一時立入費用* ² 。
同一世帯内の移動費用	120,000円	事故発生当時のお住まいが同じご世帯の方で、お互いに別の避難先に避難を継続されている方の1年間分(1ヶ月に2回:5,000円/回* ¹)の同一世帯内の移動費用。
検査費用(物)	17,000円	検査費用(物)の1回分の費用。
検査費用(人) にかかる交通費	5,000円	1年間分(1年に1回:5,000円/回* ¹)の検査(人)にかかる交通費。
合計	252,000円 * ³	

*1 避難先情報及びこれまでのご請求実績を踏まえ、1回あたり5,000円としております。

*2 1世帯あたり300,000円を上限とさせていただきます。

*3 6人目以上は、お一人さまにつき192,000円をお支払いいたします。

- (1) 東京電力の賠償基準や賠償金請求手続き、スケジュールに関するご不明な点は、次の問い合わせ先までご連絡ください。

東京電力福島原子力補償相談室
0120-926-404

- (2) その他、本資料でご不明な点は、次の問い合わせ先までご連絡ください。

経済産業省資源エネルギー庁
03-3501-1511 (代表)

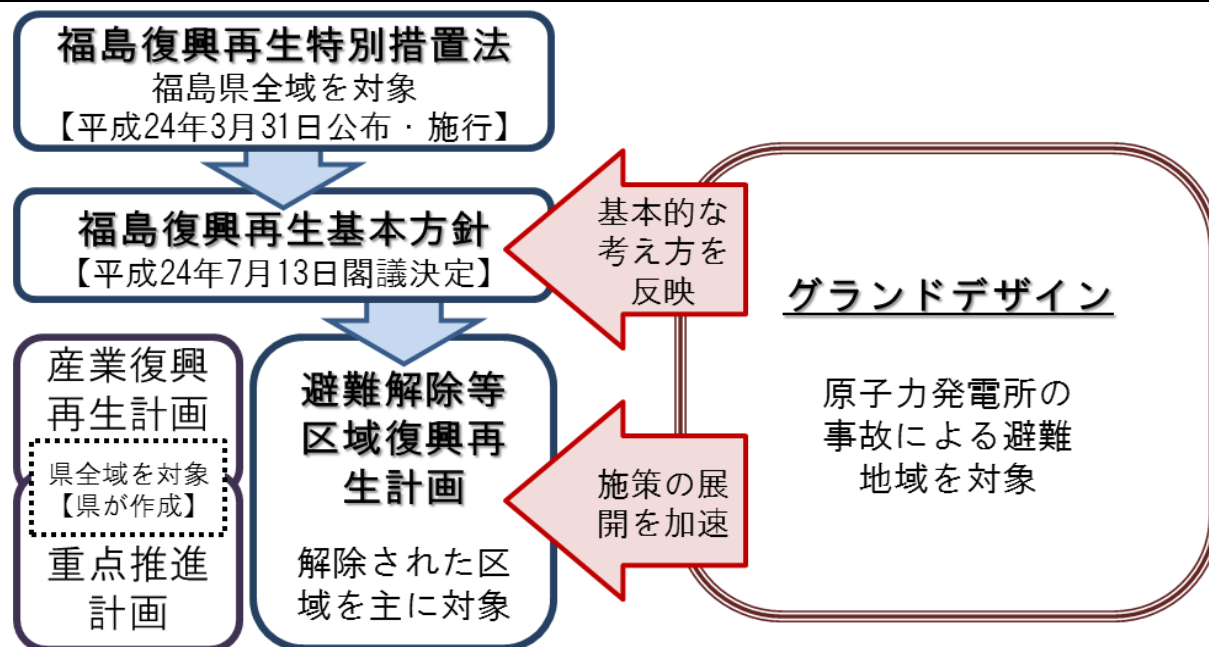
XI. 参考資料：福島復興及び再生に向けた取組①

(1) 政策的取組

○原子力災害からの復興・再生の推進を図るため福島復興再生特別措置法を制定し、同法に基づく福島復興再生基本方針にそって総合的な施策を実施。基本方針においては福島全域を対象とする施策に加え、避難解除等区域等について以下の事項等の特記。

- (1) 産業の復興及び再生(既存産業の再開支援、雇用創出等)
- (2) 道路、港湾、海岸その他の公共施設の整備
- (3) 生活環境の整備(放射線からの安全・安心の確保、生活インフラの確保等)
- (4) 課税の特例(事業用設備等への投資、雇用促進等)
- (5) 居住の安定確保
- (6) 将来的な住民の帰還を目指す区域の復興及び再生に向けた準備のための取組

○県・関係市町村からの要請を踏まえ、原子力発電所の事故による避難地域を対象としたグランドデザインについても現在策定中。



XI. 参考資料：福島復興及び再生に向けた取組②

(2) 居住安定確保に向けた具体的な取組

①災害公営住宅の供給等

■入居者資格の特例：避難指示区域からの避難者については、収入にかかわらず公営住宅へ入居できるよう措置。

■整備に係る補助の特例：避難指示区域からの避難者向けの災害公営住宅の整備について、**激甚災害により住宅を失った被災者向けに整備する場合と同様の引き上げられた補助率(3/4)を適用**。(通常は、約45%。整備については東日本大震災復興交付金の活用が可能。この場合、追加的な国庫補助を加えた補助率は7/8を適用。)

■用途廃止・譲渡の特例：避難者向けに整備した災害公営住宅の柔軟な用途廃止や譲渡が可能となるよう措置。

→公営住宅としての需要が無くなった場合には、事後の報告により用途廃止が可能。(通常は、国土交通大臣の承認が必要。)

→耐用年限が1/6を経過し、公営住宅として維持管理する必要がない場合は譲渡可能。(通常は、耐用年限の1/4経過)

→譲渡対価の使途については、**地域住宅計画に基づく事業に充てることが可能**。(通常は、公営住宅の整備・修繕費用等に充てなければならない。)

②住宅金融支援機構の災害復興住宅融資の提供

避難指示区域の住宅に代わる住宅を取得する費用について、東日本大震災の被災者向けの住宅金融支援機構の災害復興住宅融資※の対象とするよう措置。

→住宅が滅失したか否かにかかわらず、**避難指示区域に存在する住宅の代替住宅を融資対象化**。(通常は、滅失した住宅のみ)

※当初5年間金利0%、6～10年目は、通常金利から△約0.5%引き下げ。

③都市再生機構による業務の受託

都市再生機構が、避難者向け住宅等の整備に係る福島県等の事業について本来業務として受託できるよう措置。

④居住安定協議会の設置

福島県及び移転元市町村は、災害公営住宅の整備等に当たり移転先の地方公共団体等との調整を行う場としての協議会を組織可能。

⑤東日本大震災特別家賃低減事業

東日本大震災の被災者のうち、**特に低所得な入居者の家賃負担について、通常の公営住宅家賃から更に軽減する**ため、地方公共団体による特別な家賃の低減事業に対して、国から支援を行う(補助率1/2、東日本大震災復興交付金を活用することも可能。この場合追加的な国庫補助を加えた補助率は3/4を適用)。

【事例】木造災害公営住宅

山古志穂茅原住宅（新潟県長岡市（旧山古志村））

・地域の気候風土(豪雪)に対応し、住文化(山の暮らし)が継続でき、一定水準以上の性能をもつ「中山間地型復興住宅」として災害公営住宅を整備



工事期間：平成18年8月21日～
平成18年12月10日
入居開始日：平成18年12月19日
構造規模：木造 2階建て 2棟(5戸)
総事業費 93百万円



1・2号棟平面図

【事例】環境共生型住宅団地の事例

●石川県営：大森団地（石川県金沢市）

■建替えとあわせて、バリアフリー化や景観への配慮等を積極的に取り入れるとともに、循環型社会への対応や少子高齢化対応等の様々な工夫を取り入れ。

工事期間：平成12年12月～平成23年2月
(第1期～第5期)
構造規模：鉄筋コンクリート造4階建て 8棟
253戸
総事業費：4,697百万円



XI. 参考資料:新しい賠償基準の対象となる区域

平成24年12月10日現在

